

令和5年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第3回 鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和5年10月25日（水）10時00分～12時03分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員（3名） 伊藤周平 川口俊一 瀬口毅士（敬称略）
	労働者代表委員（3名） 白石裕治 中原潤 吉海江俊也（敬称略）
	使用者代表委員（2名） 小原秀治 中村博之（敬称略）
	事務局（3名） 森川労働基準部長 松山賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	1 令和5年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議について 2 その他
配付資料	1 令和5年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）自動車小売業関係 専門部会進行時の配付資料 1 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書 2 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

○ 川口部会長

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今より第3回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

議事に入る前に、本専門部会の成立について事務局より報告をお願いします。

○ 松山室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。

専門部会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の合計8名の委員にご出席していただき、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、会議の公開につきまして、事務局で、本日の審議会の傍聴希望者を公示しましたところ、1名の希望者がございました。

ただ今、ホールの外で待機していただいております。

以上となります。

○ 川口部会長

ありがとうございました。本専門部会は成立しているとのことですので、これから審議を開始したいと思います。ただ今、事務局から話がありましたように、本日は、傍聴の希望者が

1人いらっしゃるということですので、公労使三者が揃って議論を行う場においては公開したいと思います。事務局は傍聴希望者を入室させ、資料の配布をお願いいたします。

(傍聴希望者入室)

○ 川口部会長

それでは議事を再開いたします。

まず、事務局から本日の資料の説明をお願いします。

○ 松下補佐

本日の資料について、ご説明いたします。

お手元の資料1ですね、令和5年度自動車小売業関係の全国における産業別最低賃金決定状況でございます。10月19日の第2回専門部会の資料説明と重なっている部分もありますが、改めて説明させていただきます。

昨日現在で、結審している局は、Aランクでは埼玉局が42円アップの1,060円、Bランクでは宮城局が40円アップの986円、福島局が38円アップの960円、新潟局が36円アップの997円、島根局が28円アップの960円、福岡局が41円アップの1,028円、Cランクでは青森局が4円アップの923円、秋田局が41円アップの938円、大分局が40円アップの942円、宮崎局が37円アップの927円で結審しています。

なお、千葉局、神奈川局、愛知局、大阪局、富山局、京都局、兵庫局、奈良局、沖縄局の9局につきましては、本年度の改正については必要性なしとの結論に至っております。

説明は、以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の方々何かご質問等ありませんか。

よろしいですか。

○ 川口部会長

それでは、審議に入ります。

前回、2回目の会議において具体的な金額の提示とその根拠のお話を聞きしました。

簡単にまとめますと、労側からは、2023年度の県別最低賃金の引上げ率、2022年度との差額、新卒初任給との差額、ハローワークへの募集4社の状況、それらを総合的に勘案して、誰もが時給1,000円への早期実現に向けて、60円の引上げを求めたいということでした。

一方、使用者側からは、業界で働く労働者の専門性や地域性等、いろいろな事情を考慮したうえで、34円の引上げが適当であるということで提示されたところです。

その後、平場での審議の後、個別協議も行いましたが、具体的な金額の合意には至らないところであります。できましたら本日合意ができるように再検討をお願いして、前回の審議を終了したところであります。

現在のところ、金額的には26円の開きがあります。

産別最賃の考え方として、まず労使のイニシアティブによる合意に基づいて決定していくこと、そして全会一致で決議すること、それと年内発効を目指すことを申し合わせておりますので、本日はできる限り合意ができますように労使各側のご協力をお願いいたします。

それでは、労使各側から追加の主張や、先ほど事務局から説明された他局の結審状況なども踏まえて、前回以降にご検討いただいた金額がありましたら発表していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

それではまず労側からいかがですか。

○ 白石委員

追加資料も含めて、ちょっと誤解がないようにというところも踏まえて、資料提出させていただいております。2、3年前の資料ではございますが、金属産業の中ですね、ここで電機、自動車も入っていますので、その資料として持ってまいりました。特定最賃を強化して金属産業の魅力向上をというようなことで、リーフレットを金属産業の方で作っておりますので、それを持ってまいっております。

そこに書いてあるのが、最低賃金制度は、最低賃金法に基づき賃金の最低限度を定め、会社はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。これは言うまでもなく、最低賃金の方でございます。都道府県ごとに決定され、全ての働く者に適用される地域別最低賃金と、特定の産業等にごございます特定最低賃金がありますよということ。特定最賃は、産業の労使が地域別最低賃金を上回る最低賃金が必要であると認めた場合に設定されますということ。今、特定最賃の方なんですけど、全部で約220くらい、このうち7割が金属産業に入っているというようなことでございます。

金属産業の魅力向上にというようなことで、生産性運動の三原則に基づく適正な配分、そして賃金の底上げ・格差是正、そしてバリューチェーン内の付加価値の確保と公正な配分、そして低賃金・低生産性産業に陥ることを防ぐ、人材の確保、産業内の公正競争確保ということ。

下の表に、改めてというわけではございませんが、地域別最低賃金ということで、憲法で定められた健康で文化的な最低限度の生活を営むための制度ですと。特定最低賃金なんですけれども、賃金格差の是正と産業の公正な市場競争を促し、産業の魅力と持続可能性を高めると。そして、もう一つ企業内最低賃金というようなことで、企業内の賃金の最低額を保障するというので、こちらの労働協約の締結によって申し出の中に入っているものもございまして。この3つですね、きちんとした役割を考えながらやっていかないとけないんじゃないのかなと思っております。

ページ開いてもらいまして、なぜ特定最賃が必要なのというようなことで書いてあります。市場経済において最も重要なのは、市場参加者の対等性の確保ですということ、労働力の売り手である勤労者は、買い手である企業に対し弱い立場にあるということと、産別労働組合の方針に基づきましてということ、適正な賃金を得られない場合があるというようなことで書いてありますが、ここには労働組合のない中小・零細企業で働く人、労働組合未加入というような人も入ってございます。その中で、労働組合のある企業の

労使交渉の結果を未組織労働者にも波及させ、労使対等の交渉で決定された賃金水準を産業全体で確保するというのが必要というふうになっております。

二つ目に、金属産業に特定最賃が必要なのには理由がありますよというようなことで、同じようなことで書いてございますので、やはり特定最賃と最低賃金ということの違い、そして企業内の最低賃金の協約ですね、この3つが賃金決定の中にはあるよというようなことで、再度確認というようなことで述べさせてもらっております。

また、前回、離島の話が出て、支払能力のことかなというようなことで思っておりますけれども、そのところは最低賃金法、特定最賃とは意味合いが違いますけれども、最低賃金の目的として労働者の生計費、そして労働者の賃金、通常の企業の支払能力と、この3つがあるわけでございますが、この前の話で支払能力ということと言いますと、最低賃金法の中にはですね個々の企業の支払能力ということではなく、地域において正常な経営をしていく場合に通常の事業に期待することができる賃金の支払能力というような形で、法的にも書かれております。

前年もお示ししましたが、鹿児島島の物価というようなところでですね、次のページなんですけど、鹿児島島の物価指数というような形で、令和3年1月から令和5年1月の3年間、家庭用のプロパンガスというようなところから言いますと、県全体で8,770円、平均です、そして離島の平均が9,313円と。これを見ても、プロパンガスが610円、灯油で428円、レギュラーガソリンで13円、そして軽油で18円、トイレトペーパーで19円というような形で。次のページの方に生鮮食料品も載せております。この資料は最低賃金の時に使ったものと一緒でございますので、委員の中には同じものだというふうなこともありますけど、再度というようなことで今日は提出させてもらっております。

そして最後に2枚、地域間格差というようなところと底上げ底支えというようなところを見ますと、令和4年度の地域別最低賃金の方なんですけど、昨年度のランクが4ランク、鹿児島の方はDランクでしたが、色を付けております青森、岩手、秋田、山形、そして九州管内の方なんですけど。これは最低賃金の方の資料なんですけど、Aランクで31円、Bランクで31円、Cランクが30円、Dランクが30円という中で、去年の中でも九州管内こぞって2円プラスと、そして愛媛、高知におきましては3円というようなことになっております。去年を踏まえまして、今年の最低賃金の決定額が最終ページに載っておりますが、同じように、今年度はランクが3ランクごとになりましたが、一番上の青森がプラス6円、秋田が5円、山形が7円と目安額以上の金額を今年はとっております。また、九州管内においても鹿児島が5円、一番高いところで佐賀の8円というふうになっておりますが、これはCランク39円というようなところでプラスで出ております。

やはりこれを見ると、人手不足そして人の流れ、都市型へというようなところで、地域が危惧した結果がこのCランクの金額の大幅な上げ額というような形で出ているんじゃないのかなというふうになっております。鹿児島においてはですね、東京が一番高くて地方が低いというふうになっておりますが、その中で地域の方は格差是正をひっくるめてですね、賃金を上げていかないといけないという表れがここ2年の最賃の引上げになっているんだろうかと思えます。

この流れを汲みますと、やはり東京というようなところを見ますと、それが鹿児島県においては、勝手な理由かもしれませんが、鹿児島市なんだろうかと。そして地方と

言われるところが離島を含めて各町のところで。地方の賃金の方をアップしていかないと、ますます地方が疲弊していくというような形で思っております。離島の物価も踏まえますと、鹿児島市内よりも物価は高いということもございますし、やはり特定最賃がある優位性等を考えて、この賃金も上げていかないといけないのではないのかなというふうに思っております。

1回目、2回目というような形で、今回3回目の主張を述べさせてもらいますが、前回60円というようなところで言いますと、新卒の初任給のところで見まして、新卒の中学女子のところに足りないということで60円というようなことを言わせてもらいましたが、再度私どもで話し合いました、2022年度の、前回出した資料の中の(3)にございます地賃との比率ということで105.74というようなことで、ここで換算しますと46円の引上げというようなことで。60円と前回提出させてもらいましたが、46円というようなことで改めて引上げ額の方を提案させてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なにぶん特定最賃の優位性ということで考えますと、なかなか全体的に最低賃金と重なって埋没というような形もございますが、やはり特定最賃がある意味合いとかけ離れているんじゃないのかなというふうな形で労働者側は思っております。前回も言いましたけれども、人手不足の中で、どういうふうにしたら人が採れるのかというようなところと、やはり産業自体そして鹿児島県も含めまして年々人も減っております。その減る中から、その産業をというようなことで言いますと、実際自分たちのこの自動車産業で勤めている仲間と言いましょうか、従業員はですね、この特定最賃も含めて鹿児島県の中で現在一つだけしか残っていない特定最賃があること自体が、産業としての誇りと思いながら全体の士気も高め、レベルアップしていかないといけないというようなことで。残っている唯一の自動車産業というようなことで、今後も鹿児島県を牽引していかないといけないというふうな形で従業員も思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の方からは以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

労側からですね追加説明、そして金額の再提示がございました。前回の60円に対して、今回46円ということでよろしいということですね。はい。

それでは続きまして、使用者側の考え方、金額等についての再提示をお願いいたします。

○ 中村委員

そもそも、今回も、今、他の県でも出てきてますけれども、基本やはり私達が前回も言った形で、Cクラスのところを見ても全て、県の各所の最低賃金、地域別の最低賃金の上昇の金額よりもですね全て少ない、まあある意味一本化すると言ったらまだ差がありますけれども、そういう状況にあるのかなというふうに思っております。

そもそも、自動車の小売業関係で働いている人の、特殊というか資格とかを持っている人達の最低賃金がですね、この最低賃金ギリギリのところほとんどあるのであるならば、我々も少しずつ上げていかなければいけないというふうに思いますけれども、特にメカニックとか営業の一部の人達というか、営業の資格を持ってやっている人達の給料というの

はこれよりも高い水準にもう既にあるというふうに思っています。前から言っているようにですね。ですので、そういうところをしっかりと我々としても調べていった上で、最後の数字を総合的に考えて、最終的な数字を出したいと思っています。

一方、地域の問題は、いろんな物価が上がっていると。今このタイミングで逆に言うと地域々々の車ですね、みなし公務員として働いている人達あるいはみなし公務員として車検とかですね車の安全を守っている人達、地域々々ではですね、既に廃業してどんどんどんどん少なくなってきました。整備事業者も含めてですね。そういう人達が本当に、これがどんどん上がり続けることによって、上げて本当にこの地域々々でやっている人達が存続し得るのか、それとも廃業を後押しというか、廃業を判断するに至ることになる原因になることもあり得るというふうに思っていますので。

元々言っている二つの観点ですけれども、この観点から、今の時点ではですね、前回どおりの数字、34円を提示します。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

使用者側は前回と同様、歩み寄りが見られないという提示になりました。労働側は46円まで歩み寄っていただいたということです。

この場で労使双方さらに主張しておきたいこと、補足しておきたいことがありましたら、続けてお願いいたします。

○ 白石委員

今、中村委員の方からもございました。

現在、特定最賃の決め方をする時には、鹿児島の方は自動車総連の方で労働協約の方を取りながらやっておりますけど、今年度提出しました労働協約の最低賃金額のところ例えば、1,060円になっております。これは最初の申出の中に、日産さん、トヨペットさん、ネッツさん、ダイハツさん、スバルさん、そしてトヨタカローラさんなども含めたところでの集約になっております。ここにお勤めのところは、現在、最低賃金が協定の中で1,060円になっておりますので、1,060円以下というようなところでの企業はないというような形になります。

やはり、この特定最賃の意味合いという、未組織のところだとか、小さいところなんかの公正競争のための底上げというような感じで思っております。このままその特定最賃が上がらなければ、ますますその底支えというところがなくなりまして、企業の小さいところはますます影響を受けると。公正競争の中で取り遅れるというようなこともありますし、自動車産業の中でというようなこともあります。

そのところを加味してもらいながら、現在行うべきかというようなこともございますけど、最低賃金の会議、最低賃金と特定最賃は違うんですけれども、考え方としては、もう既に出遅れたらいけないぞと、今からではなくて数年前くらいから取り組んでいかないといけない状況だったのかなと。その状況がなかなか進んでいかないので、国の方から1,000円とかいうような形で首相の方からも提言されて、中賃の方ですね、目指すべきは1,000円だよというような形で今年度はスタートしたと。で、今年度を踏まえて、

また首相の方から1,500円というような金額も出ておりますが、そこはそことして、やはり我々としては今から上げないと、というような形ではなくて、今からでも遅いぞと。公正競争の中ではですね。地方の中でのこの特定最賃というようなところをきちんと踏まえた上で自動車産業の将来をどうするんだというようなことも踏まえて、今こちらの方に代表で来ている労働委員の方も思っておりますので、そのところもよろしく願いたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

とりあえず、再提示ということで本日の金額の提示がございました。ただ、開きがかなりただ今の状況でもございます。いかが取り計らいましょうか。

この平場での議論は一応閉めておいて、個別協議に入ってもいいかと私自身は考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

それでは個別協議に入りたいと思います。

とりあえず審議を中断いたします。

(個別協議)

○ 川口部会長

それでは、審議を再開いたします。

ただ今まで、個別折衝を続けてきた結果、一致点を見出すことができました。

ご報告いたします。

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金については、現行時間額902円に43円プラスして、時間額945円ということで一致をいたしました。

これについて、ご異議はございませんか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の金額を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

また、改正された最低賃金の効力発生日は、法定どおりとしますと、異議申出等により結論が変わらない限り、最短で12月24日日曜日ということになりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

それでは、効力発生日については法定どおりとします。

この結論は、鹿児島地方最低賃金審議会会長に、私から報告することになりますので、事務局の方で専門部会の報告書の作成をお願いいたします。

報告書作成の間、15分程度休憩といたします。よろしくをお願いいたします。

(休憩)

○ 川口部会長

それでは、議事を再開いたします。

報告書の方を私の方で読み上げさせていただきます。

令和5年10月25日、鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会部会長、川口俊一。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和5年8月28日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。公益代表委員、伊藤周平、川口俊一、瀬口毅士。労働者代表委員、白石裕治、中原潤、吉海江俊也。使用者代表委員、小原秀治、中村博之、森山麗子。

以上、報告書でした。併せて答申書ですね。

令和5年10月25日、鹿児島労働局長、中所照仁殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、松枝千鶴。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和5年8月28日付け鹿労発基0828第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。別紙。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者、（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの、（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間945円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

以上です。報告書の別紙についても同様とする内容でございます。

(川口部会長より森川労働基準部長へ答申文を手交)

○ 森川労働基準部長

では私から、改正に係る答申をいただきまして、一言御礼を申し上げます。

これまで3回、非常に有意義と言いますか、ご議論をいただきましてありがとうございました。私もこちらで事務局として聞いておりまして、非常に興味深い議論を拝見させていただきまして、勉強になりました。

ただ、一方でですね、議論の中でテーマとなっていたのが、一本化という言葉で表現されていた県最賃との比較と言いますか、そういうところにちょっと終始してしまったのが、申し訳ないことに事務局の調整不足だったのかなと思っております。

この専門部会は、基本的には金額審議の場であることからですね、どちらかというこの特定最低賃金のあり方ですとか、県最賃と比較してどうするかというところは、もう少し大きいところ、必要性審議等の場で、それから川口先生もおっしゃってます、将来的にどう考えるとかですね。そういった議論をもって、そういうのを受けてこちらでは自動車業界が実際どういう状態にあるかということ踏まえて、県最賃よりいくら上積みされているべきかという、純粋な金額の審議ができるようになるのが本当は理想的なのかなと思っておりまして。事務局の調整不足ということもありますので、来年に向けては、審議・議論のあり方については、またより良くなるように検討させていただきたいと思っております。

そうした中でもですね、川口部会長をはじめとして、委員の皆様の円滑な審議の進行のためにご尽力いただきましてありがとうございました。労使のイニシアティブが十分に発揮されたということで非常に有意義だったと思っております。

先ほどお話ありましたとおり、この後、我々の方で手続きを進めさせていただきまして、順調にいけば12月24日日曜日の発効となる予定となっております。私どもといたしましては改正後の賃金につきまして、しっかり周知を図っていくとともに、いわゆる発効後は適正に履行されるようしっかりと周知・指導に努めてまいります。

最後となりますが、本年度も皆様のご尽力重ねて厚く御礼申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○ 川口部会長

森川労働基準部長、ありがとうございました。

それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

○ 松下補佐

本日の答申内容につきましては、本日中にですね意見の要旨を公示しまして、異議申出を受け付けることとなります。異議申出の締切日が11月9日木曜日となりますが、この日までに異議の申出があった場合には、11月10日以降なるべく早い時期にですね、本審を開催して労働局長より異議申出に係る事項について諮問をさせていただき、ご審議の上で、答申をいただくこととなります。その際、場合によっては再度専門部会を開催し、審議していただかなければならないこともあります。その時は改めてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。異議申出があるかどうかは分かりませんが、念のためお知らせいたします。

なお、異議申出がなかった場合は、締切日の翌日、11月10日をもって当専門部会は廃止となりますので申し添えます。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、最後に議事録確認者を指名いたします。労働者側は白石委員に、使用者側は小原委員にお願いしたいと思います。

本日の専門部会は、これで閉会したいと思います。本当にありがとうございました。

これまでですね、それぞれの立場において真摯な議論いただいたこと、改めて感謝申し上げます。自動車販売の再編あるいは環境が著しく変化する中でですね、最賃のあり方、労働条件等の改善について、非常にその主旨・目的に沿った議論が少しでもできたことを非常に喜んでおります。353事業所、3262人の労働者、この業界に携わる労働者の労働条件の改善、職業生活に貢献する結果としてなったと考えているところであります。県内の唯一の特定最賃としてのプライド、リーディング業種としてのステータスを意識しながら、さらに発展していただければと思っているところであります。改めて、自動車（新車）小売業の関係労使の皆様のこれからのご発展とご健勝を祈念して、閉会の挨拶としたいと思います。

本日は、本当お疲れさまでした、ありがとうございました。